

# 未来

人権教育啓発シリーズ NO.4



中学校3年生の社会の授業では、公民的分野で日本国憲法の内容について学習します。「国民主権・平和主義・基本的人権の尊重」の三大原理を柱とする我が国の憲法は、国民の権利を保障し、国家権力を抑えるはたらきをもっています。

## 日本国憲法における個人の尊重、基本的人権とは？

「人権とは？」ともし聞かれたら、言葉に詰まってしまうがちだと思います。はっきりこうですと答えられる人は、大人でも少ないのではないのでしょうか。そんなとき、中学校3年生で配布される公民の教科書を開いてみましょう。後ろの方のページには、日本国憲法の条文が掲載されています。

ここでは、第13条の内容について考えてみます。

### 第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

まず、「個人の尊重」には、すべての個人が互いを人間として尊重するという意味が含まれています。その実現のためには、互いに否定から始まるのではなく、肯定的な態度で他者とつながろうとすることが大切なのかもしれません。

次に、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」これが即ち「基本的人権（人権）」です。「人権とは？」と聞かれたら、最初に日本国憲法の第13条を思い浮かべてください。一人ひとりが人間として大切にされる社会、生命の安全が守られ、自由や幸せになることが保障されている社会。現代社会の実際と照らし合わせて考えることで、より良い社会のあり方が見えてくるかもしれません。

最後に「公共の福祉」の意味について、考えたいと思います。人権と人権は、時として衝突することがあります。社会全体の利益を考えたときに、個人の人権が制限されることがあるというのが、公共の福祉のとらえ方です。これを学校生活に置き換えると、どんな場面があるのでしょうか。例えば、授業中、グループで意見交換する場があったとします。もちろん発言する自由は、個人に与えられています。でも、特定の個人の意見ばかりが採用されているとすれば、それは、他者の発言する自由を奪っているのかもしれません。周りに目を向け、他者の思いに寄り添おうとすること。そうあることが、人権を大切にすることになるのでしょうか。

